議事概要

(第1回 当面の株主総会の運営に関するタスクフォース)

1. 日 時:平成23年4月8日(金) 16:00~18:03

2. 場 所:経済産業省17階第1特別会議室

3. 出席者:(メンバー)

石田様、大杉様、小口様、小澤様、小野田様、神田様、小坂様、 佐藤様、清水様、武井一浩様、寺下様、長井様、福岡様、松井様、 茂木様

(オブザーバ)

法務省、金融庁、東京証券取引所

4. 議 題:タスクフォースの進め方、株主総会における電子化範囲の拡大 について

5. 概 要:

(事務局配布資料説明後、討議)

【全体的な進め方について】

- ・全国株墾連合会や株主名簿管理人の立場からは、招集通知及び株主総会の電子化はある程度のインフラ整備が必要なため、この6月に開催を予定している株主総会の対応は難しいと考える。
- ・6月に開催を予定している株主総会で各社が震災下でやれることと、中長期 的な課題とを分けて議論したほうがいい。
- ・株主総会の電子化は、2~3年の期間をもってやるべきと考える。
- ・震災に限ってのガイドラインか、一般的なガイドラインか、趣旨を確認させ て欲しい。
- ・最終的な法解釈権は裁判所にあり、会社法自体は法務省が所管する中で、経 産省の役割は法解釈よりは実務の工夫なり相場感なりを示すことではないか、 と考える。
- ・電子株主総会は、今回の震災とは直接的には関係ないような気がする。時機に即した有事対応に絞って議論すべき。
- ・招集通知等の印刷物削減、早期ウェブ掲載及び招集通知のウェブ修正は有用 だから、来年以降も利用できる。
- ・株主総会の開催をどこまで無限に延ばせるのかということも検討課題ではないか。
- ・機関投資家は議決権を信託銀行(カストディアン)経由で事前に行使しているが、実際に株主総会に出席しようとしても、定款の定めにより株主その他

1名しか入場できないとなっている上、株主総会が6月に集中されていることから、結果として機関投資家は物理的に株主総会に参加することが困難であるため、ウェブ総会が実現すればうれしい。

- ・証券取引所のホームページで招集通知が一覧できるように公表され、かつ、 いつ掲載され、いつ修正されたか把握可能であれば有用。
- ・招集通知情報の早期入手については、現在のアローフォース (注:東証が開設した、機関投資家向けの招集通知一覧サイトのこと。)の利用により改善が図られてきており、アローフォースより早期に開示されるならば機関投資家にとって有用と考える。個人株主にとってはそうでなくても有用であろう。
- ・発行会社の立場から。電子株主総会については、この6月総会の対応は実務 上不可能。システム、コスト、安定性、ニーズの検討が必要。ガイドライン で電子株主総会の記載があると、発行会社の実務は混乱するおそれがある。
- ・議論の順番としては、有事及び今回の震災対応が議論し易いと思慮。
- ・区別として有価証券報告書提出会社とそうでない会社が考えられ、有価証券報告書提出会社は災害特例法による延長があるので、足並みをそろえるべき。 その際は、9月頃までに株主総会を開くということが考えられる。有価証券報告書提出会社以外は会社法と税会計の世界で考えることになる。
- ・ガバナンスについては重要な議論と認識しているものの、今般の震災と絡めるのは適切なのか不明。目下の差し迫った問題について議論していただくのが有益。
- ・有事においての対処に焦点を絞ったほうがいい。監査証明書が遅れる企業が たくさん出てくる。仮に遅れた場合どうなるのか、具体的に議論していただ けると有意義なものになる。

【印刷物の削減】

- ・ウェブ開示を促進させるべき、というのはガイドラインというより政府から の要請に近いと思慮。
- ・株主の同意に基づいて株主総会の招集通知を電磁的方法により提供する方法 は3月末の株主にアドレスの登録を葉書等で案内、返信されたものを機械登 録するのであれば、今年の株主総会には間に合わない可能性が非常に高い。
- ・印刷物の削減という観点からウェブ開示について、定めが定款にある企業のウェブ開示の促進に議論を絞ることが現実的。
- ・実際に招集通知等の電磁的方法による提供可能な株主は全株主 15 万人いる株主の内、3,500 人程度。この数値が大きいか否かは分からないが、インフラが整ってくる3年~5年後に向けてスタートしたばかり。いますぐ電子化するのは限界がある。

・書面簡素化とあるが、議題、買収防衛策など記載の範囲・程度等をガイドラインに盛り込んでもらえると実務としては役に立つ。

【早期ウェブ掲載】

- ・IRに注力している会社であれば、今でも早期に開示するよう取り組んでいる。
- 発行会社のインセンティブが不明である。
- ・(それに対して)発行会社のインセンティブとしては、早期に開示することにより議案等に関する説明をする時間ができること。また、機関投資家が議案内容に疑問を持っても、会社に問い合わせる時間があるので、不要な反対票を減らす可能性があること。
- ・毎日、開示情報を見ていない個人株主には格差にならないか心配である。
- ・東証では、上場会社から招集通知を届けてもらって、東証のウェブサイトで公衆縦覧に供することとしており、また、株式会社 I C J が提供しているアローフォースを利用すれば一覧が見られる。去年の実務では上場会社から招集通知を受領した翌日に公衆縦覧に供していたが、今年は上場会社が公衆縦覧の開始日を選ぶことができるようにした。
- ・招集通知の内容を名義株主よりも早く一般に公開することに抵抗があるという会社は多い。
- ・株主総会の開催日自体も前倒ししている会社が増えており、「株主総会○○日前」と課された場合、株主総会の早期開催を心がけている会社ほどかえって 重い負担になってしまうので、その点を留意願いたい。
- ・考え方としては、5月末までに通知する、とする選択肢もあるかもしれない。
- ・大会社であれば5月末までに通知することは大丈夫かもしれないが、小規模な会社では難しいと想定され、一律5月末とするのは難しいかもしれない。

【招集通知の修正】

・ウェブ修正が可能な範囲は解釈に委ねられており、変更の重大性・必要性・ 緊急性、株主への周知の実効性等を考慮して、個別具体的に考えるのだろう。 また、招集通知の記載事項については、会社法施行規則において、修正事項 の周知方法に関する規定は置かれていないので、いわゆるウェブ修正の可否 や範囲の問題というよりも、むしろ、「緊急事態が生じた場合に、どのような 対応をすれば株主総会決議の取消しを回避できるか」という点が、ここでご 議論いただくべきテーマだと理解している。この点については、「こういう措 置なら確実に取消しにならないという万能薬はないが、これまでの株主総会 実務の蓄積を踏まえて、実務の拠り所になる指針をうまく取りまとめること ができれば、意義がある。

・ウェブ修正はデリケートな話。「明日停電で1時間早めます」とウェブで簡単 に済むかは微妙な問題。手続的な瑕疵になるおそれはないか。

【その他】

- ・E U 指令にあるように、基準日と実際に投票する期間の間は短いほうがいい。 近づけることが必要。震災の中で議論する話ではないが、基準日をずらす必 要もあると考える。
- ・上場会社だと個人株主と機関投資家を両方みて(観念的に見て)平均的な株主に迷惑の量が少なくなるようにするべきだろうし、非上場会社だと、実際の株主に実際上不利益ができるだけ発生しない策をとるべきということだろう。このようなものの考え方のようなものを書くことも有益。

以上